

第5号議案

旅館業法に基づく施設環境に関する意見に係る臨時代理の承認について

次のとおり臨時に代理した「旅館業法第3条第4項の規定による施設環境に関する意見」については、これを承認する。

令和7年5月16日

滋賀県教育委員会

旅館業の営業許可につき、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第4項の規定に基づき、彦根保健所長から意見を求められたので、次のとおり意見を提出することにつき、滋賀県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第4条に基づき、臨時に代理する。

令和7年4月28日

滋賀県教育委員会教育長 村井 泰彦

旅館業法第3条第4項の規定による施設環境に関する意見について

現時点では、次の1の旅館等の設置により旅館業法第3条第3項に規定する2の施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないと考えられるが、今後、そのおそれが生じないようにするため、別紙記載のとおり配慮を求める。

- | | | |
|---|--------|-------------------|
| 1 | 旅館等の名称 | HATAGAO HIKONE 別邸 |
| 2 | 施設の名称 | 滋賀県立彦根東高等学校 |

別紙

令和7年4月4日付け滋彦保第124号で照会のあった件に対する意見

- ・ 学校との連絡方法を確保するとともに、教育活動に支障を及ぼす行為があった場合には真摯に対応すること。
- ・ 彦根東高等学校敷地内への無断での立ち入りや生徒への接触および撮影、当該宿泊施設周辺の衛生状況および騒音等によって教育活動に支障を及ぼすことがないようにすること。
- ・ 生徒の通学に関して交通安全を図ること。特に、通学時間に施設前に停車されると交通安全のうえで危険が予測されるため、利用者に適切な対応を求めること。
- ・ 災害時に生徒の避難や安全確保に支障が生じないようにすること。
- ・ 施設の受付は無人の対応が基本と想定され、万一、生徒が連れ込まれても気付かない可能性が有ると思料されるため、適切な管理体制を図ること。

旅館業法に基づく施設環境に関する意見について

1 提案理由

旅館業の営業許可については、旅館業法第3条第1項の規定により知事が行うこととされている。(滋賀県事務委任規則により保健所長に委任)

このたび、県立彦根東高等学校から100メートル以内の位置で旅館業を営むことについて、彦根保健所長に対して事前審査を申し出る者があったことから、旅館業法第3条第4項の規定に基づき、別紙により彦根保健所長から意見を照会されたものである。

旅館業法第3条第4項(要約)

知事は、学校等の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内の(旅館業を営む)施設につき(旅館業営業の)許可を与える場合には、その施設の設置によって学校等の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校については、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意見を求めなければならない。

2 旅館等の概要

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 旅館等の名称 | HATAGO HIKONE 別邸 |
| (1) 旅館等の所在地 | 彦根市本町二丁目1-3 |
| (2) 申請者 | 法人 |
| (3) 営業種別 | 旅館・ホテル |
| (4) 客室数および定員 | 7室、21人 |
| (5) 施設付近の見取り図 | 5ページのとおり |
| (6) 施設の構造 | 6～7ページのとおり |

別記 様式第 1 号（第 5 条関係）

滋 彦 保 第 1 2 4 号

令和 7 年(2025 年) 4 月 4 日

滋賀県教育委員会教育長 様

滋賀県彦根保健所長

(公印省略)

旅館業法第 3 条第 4 項の規定による施設環境に関する意見について（照会）

今般、次の 1 の施設の敷地の周囲おおむね 1 0 0 メートルの区域内において、次の 2 の旅館業を営むことについて、旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）第 3 条第 4 項の規定により、次の 1 の施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、貴職の意見を別紙により回答願います。

1	施 設 の 名 称	滋賀県立彦根東高等学校
	施 設 の 所 在 地	滋賀県彦根市金亀町 4 番 7 号
2	旅 館 等 の 名 称	H A T A G O H I K O N E 別邸
	旅 館 等 の 所 在 地	滋賀県彦根市本町二丁目 1 － 3
	営 業 の 種 類	旅館・ホテル

注 別添参考書面は、回答の際に返却願います。

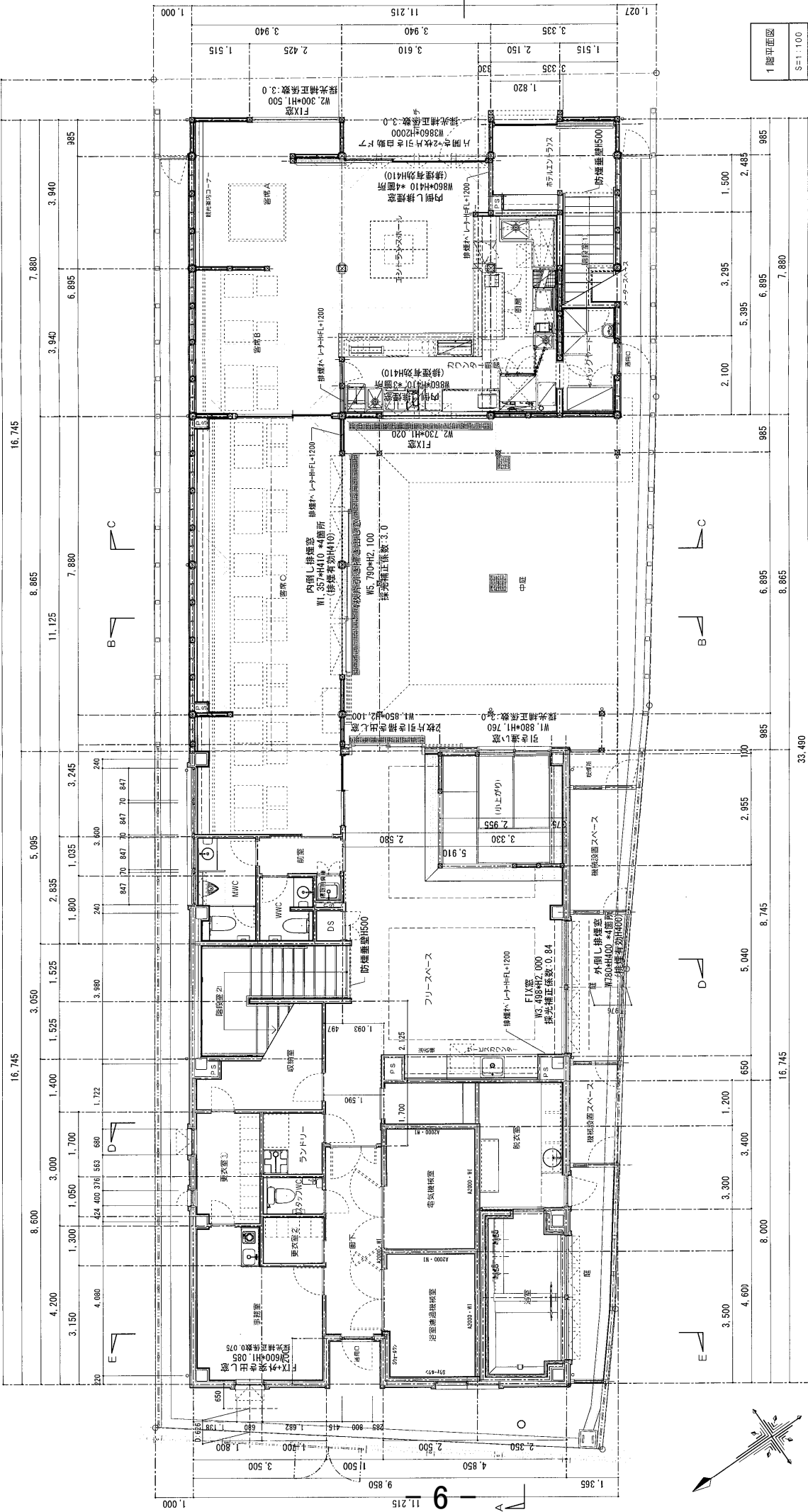


付近見取図

事務所室	
A	(4.200×1.800)+(3.150×1.700)=12.915
L	非常用照明による (1/20A)
V	機械換気による (1/20A)
S	0.600×0.600×0.36 (1/50A)

客席C	
A	11.125×3.940=43.8325
L	5.790×2.100×3.0=36.477 (1/20A)
V	5.790×2.100×3.0=36.477 (1/20A)
S	(1.357×0.41)×4=2.2248 (1/50A)

客席A・客席B・エントランスホール・カウンター厨房	
A	(7.880×3.940)+(6.895×3.940)+(5.395×1.820)=68.0324
L	(2.300×1.500×3.0)+(3.860×2.000×3.0)=33.51 (1/20A)
V	3.860×2.000×7.72 (1/20A)
S	(0.860×0.41×3)+(0.860×0.41×4)=2.4682 (1/50A)



フリースペース・(小上がり)	
A	(8.745×5.91)+(1.700×1.590)+(2.125×0.497)=55.442075
L	(3.498×2.000×0.84)+(1.880×1.760×3.0)=15.80304 (1/20A)
V	(1.880×1.760/2)+(1.850×2.1)=5.5394 (1/20A)
S	0.780×0.400×4=1.248 (1/50A)

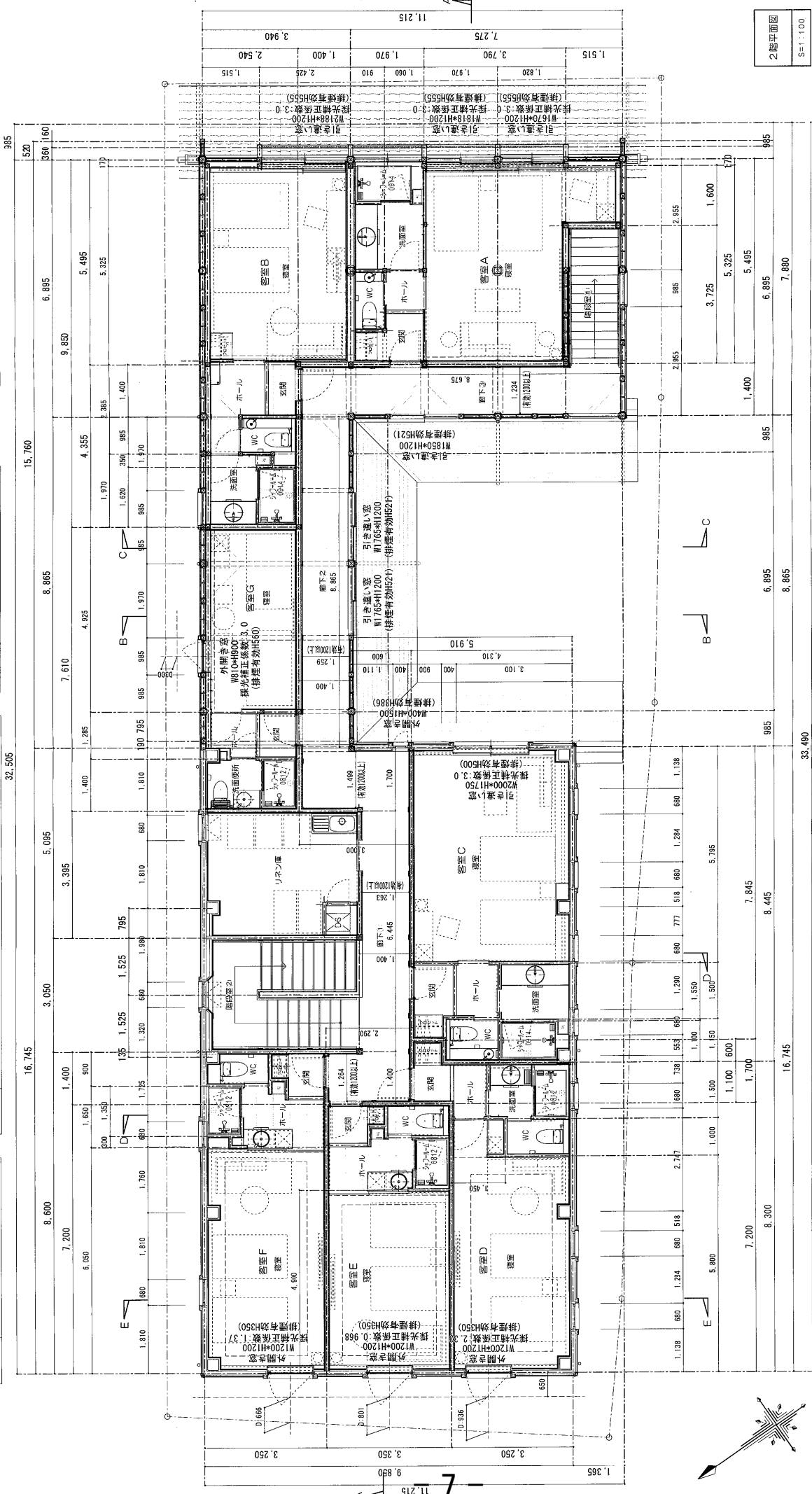
階段	
幅	2.100
高さ	2.100
構造	コンクリート
手摺	金属製
防火	防火使用無し
防音	防音5の3号

客室 F	
A	6.050×3.25=19.625
L	1.200×1.200=1.370-1.9728
V	1.200×1.200=1.44
S	1.200×0.350=0.42

廊下	
A	(1.400+2.290)÷(6.445+1.400)÷(1.700+3.000)÷(8.865+1.400)÷(1.400+8.675)=41.885
L	—
V	—
S	(0.4+0.380)÷(1.765+0.521/2)÷(1.765+0.521/2)÷(1.850+0.521/2)÷(1.850+0.521/2)=1.55589

客室 G	
A	4.925×2.540=12.5095
L	0.81+0.900×3.0=2.187
V	0.81+0.900=0.819
S	0.810+0.560=0.4536

客室 B	
A	5.495×3.940=21.6503
L	2.188+1.200×3.0=7.8768
V	2.188+1.200/2=1.3128
S	2.188+0.555/2=0.60717



客室 E	
A	4.900×3.35=16.415
L	1.200×1.200+0.968=1.39392
V	1.200×1.200=1.44
S	1.200×0.350=0.42

客室 D	
A	(5.800+3.250)÷(1.000+1.450)=20.3
L	1.200×1.200+2.33=3.3552
V	1.200×1.200=1.44
S	1.200×0.350=0.42

客室 C	
A	5.795×4.310=24.97645
L	2.000×1.750×3.0=10.5
V	2.000×1.750/2=1.75
S	2.000×0.500/2=0.5

凡例	
令 114 条の 2 による 防火上主要な間仕切	

客室 A	
A	(5.495×3.790)÷(1.600+1.515)=23.25005
L	(1.670+1.200×3.0)÷(1.818+1.200×3.0)=12.5568
V	(1.670+1.200/2)÷(1.818+1.2/2)=2.0928
S	(1.670+0.555/2)÷(1.818+0.555/2)=0.96792

○旅館業法（抄）

（昭和二十三年法律第百三十八号）

第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一～八 （略）

3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、次項において「第一条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）

二～三 （略）

4 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）については、当該学校が大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。）又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下この項において「公立大学法人」という。）が設置する学校であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長）、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であるときは都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長）の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。

- 5 第二項又は第三項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 6 第一項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を附することができる。

第七条の二 都道府県知事は、旅館業の施設の構造設備が第三条第二項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該営業者に対し、相当の期間を定めて、当該施設の構造設備をその基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、旅館業による公衆衛生上の危害の発生若しくは拡大又は善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため必要があると認めるときは、当該営業者に対し、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、この法律の規定に違反して旅館業が営まれている場合であつて、当該旅館業が営まれることによる公衆衛生上の重大な危害の発生若しくは拡大又は著しく善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者（営業者を除く。）に対し、当該旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項各号（第四号を除く。）に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。

一～五 （略）

第八条の二 国立大学の学長その他第三条第四項に規定する者は、同条第三項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内にある旅館業の施設の構造設備が同条第二項の政令で定める基準に適合しなくなつた場合又は営業者が同条第三項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内において第四条第三項の規定に違反した場合において、当該施設の清純な施設環境が著しく害されていると認めるときは、第七条の二（第三項を除く。）又は前条に規定する処分について都道府県知事に意見を述べることができる。